公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

平成27年２月10日

農林水産大臣　西川　公也

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道利尻郡利尻町沓形字神居12番２ 公衆用道路 105㎡	晴山　三郎 北海道小樽市永井町鉄道官舎	現況：道路
北海道岩内郡共和町南幌似1939番１ 原野　972㎡	三井木材工業株式会社 東京都日本橋区室町三丁目１番地	
北海道岩内郡共和町南幌似1939番２ 原野　971㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成27年２月10日

農林水産大臣　西川　公也

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
栃木県宇都宮市今宮一丁目76番 用悪水路 268㎡ （買収時：栃木県宇都宮市江曽島町字下田191番　田　３畝16歩、栃木県宇都宮市江曽島町字今宮208番　田　４反７歩）	杉本　キヌ 栃木県宇都宮市新宿町406番地	現況：宇都宮市所管水路
栃木県宇都宮市今宮一丁目212番 用悪水路 624㎡ （買収時：栃木県宇都宮市江曽島町字下田191番　田　３畝16歩、栃木県宇都宮市江曽島町字今宮208番　田　４反７歩）		
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽字向原道下3785番19 畑　394㎡	**藤**平　**真** 栃木県芳賀郡市羽村赤羽3523番地	転用目的で貸付中
栃木県河内郡上三川町大字東汗字上町979番５ 畑　122㎡	篠崎憲二郎 栃木県河内郡本郷村大字東汗1700番地	現況：栃木県所管道路
栃木県河内郡上三川町大字東汗字上町1001番３ 畑　72㎡		
千葉県成田市久住中央一丁目20番２ 畑　76㎡ （買収時：千葉県印旛郡久住村飯岡字台屋敷703番３　１畝４歩）	海保　藤作 千葉県印旛郡久住村飯岡199番地	
東京都杉並区下高井戸四丁目398番２ 畑　99㎡	芹澤　新平 東京都世田谷区羽根木町1645番地	現況：杉並区所管道路
東京都足立区伊興一丁目1678番２ 畑　13㎡	須賀　榮**藏** 東京都足立区伊興町本町3218番地	現況：道路
東京都足立区関原三丁目1585番５ 畑　3.30㎡	芝間粂次郎 神奈川県川崎市	現況：道路及び学校敷地
東京都足立区関原三丁目1585番６ 畑　3.30㎡	芝間粂次郎 神奈川県川崎市	現況：道路
神奈川県座間市緑ヶ丘四丁目1457番１ 原野　150㎡ （買収時：神奈川県高座郡座間町栗原字小池谷1457番１　畑　20歩）	加藤　善策 神奈川県座間市栗原1016番地 加藤　幸夫 神奈川県座間市栗原1012番地４ 岩藤　靖子 岡山県和気郡和気町塩田490番地	
長野県埴科郡坂城町大字坂城字名沢8426番 原野　472㎡	坂城町 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050番地	公共利用計画あり
長野県埴科郡坂城町大字坂城字名沢8427番 畑　509㎡	安西　徳重 長野県埴科郡五加村大字千本柳156番地	公共利用計画あり
長野県埴科郡坂城町大字坂城字名沢8495番イ 畑　677㎡		
静岡県袋井市川井字上川原351番３ 畑　40㎡ （買収時：静岡県磐田郡袋井町川井字十**枚**372番１ 田　19歩）	大橋　善助 静岡県磐田郡袋井町袋井14番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成27年２月10日

農林水産大臣　西川　公也

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
新潟県長岡市池之島字東川原1990番４ 畑　44㎡	安藤楯次郎 新潟県古志郡新組村大字福島	
新潟県長岡市池之島字東川原1990番26 畑　51㎡		
新潟県長岡市池之島字東川原1990番27 畑　101㎡		
福井県越前市四郎丸町９字下野添２番３ 田　330㎡	三田村修三 福井県南條郡王子保村四郎丸40番地１	
福井県越前市四郎丸町11字野添12番２ 田　29㎡		
福井県越前市四郎丸町28字大橋１番２ 田　59㎡		